

事業系ごみの不適正排出の現状と 今後の検討課題について

1. 排出事業者の責任

事業活動に伴う廃棄物の処理については、排出事業者の責任として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例において以下の内容が定められている。

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければならないこと
- ・ 資源物の分別の徹底を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならないこと
- ・ 廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと など

(参考)

○市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 （略）

4 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者による減量及び資源化）

第 15 条 事業者は、資源物の分別の徹底を図ること等により、事業活動に伴い生ずる廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

（以下、省略）

2. 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の適正な処理方法

本市では、条例及び一般廃棄物処理実施計画により事業系ごみの適正な処理方法を定めている。

事業系ごみは、家庭ごみの集積所に排出することはできず（一定規模以下の住居併用かつ少量排出事業所を除く）、適正な処理方法としては、「事業者自ら運搬もしくは処分するか、又は一般廃棄物処理業者に運搬もしくは処分させること」としている。なお、その際、燃やすごみ等を市川市クリーンセンターへ搬入して処分する場合には、クリーンセンターの受入基準に合致することが求められる。

また、資源物については、自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に収集運搬を委託することで民間の資源化施設へ搬入して資源化し、やむを得ずクリーンセンターへ搬入する場合には、資源物専用置場への別降ろしを行い、資源化に努める必要がある。

(参考)

○市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

(事業者の義務)

第 24 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす事業者については この限りでない。

(指導又は勧告)

第 24 条の 2 市長は、事業者が前条本文の規定に違反し、集積場所に事業系一般廃棄物を搬出していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(撤去命令)

第 24 条の 3 市長は、事業者が前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定め、当該集積場所に搬出された事業系一般廃棄物の撤去を命ずることができる。

(公表)

第 24 条の 4 市長は、事業者が前条の規定による命令に従わないときは、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

(過料)

第 46 条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) (略)

(2) 第 24 条の 3 の規定による命令に従わない者

○平成 28 年度市川市一般廃棄物処理実施計画（抜粋）

(3) 事業系一般廃棄物

ア 収集運搬及び排出方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとします。

(ア) 事業者が自ら処理するか、又は市長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理する。委託して処分する場合は、事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表 1）に委託して運搬する。

(イ) その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、事業者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に同センターまでの運搬を依頼する。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル、食品循環資源等）については、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めるものとします。

なお、やむを得ず市川市クリーンセンターへ搬入する事業系一般廃棄物のうち、資源化が可能なものについては、資源物専用置場への別降ろしに努め、資源化を推進するものとします。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセンター受入基準（別表 3）を遵守するものとします。

別表 3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物は出来るだけ資源物として選別し、搬入量を減らすこと。

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（詳細は省略）

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物 (")

3. 事業系ごみの不適正排出の現状について

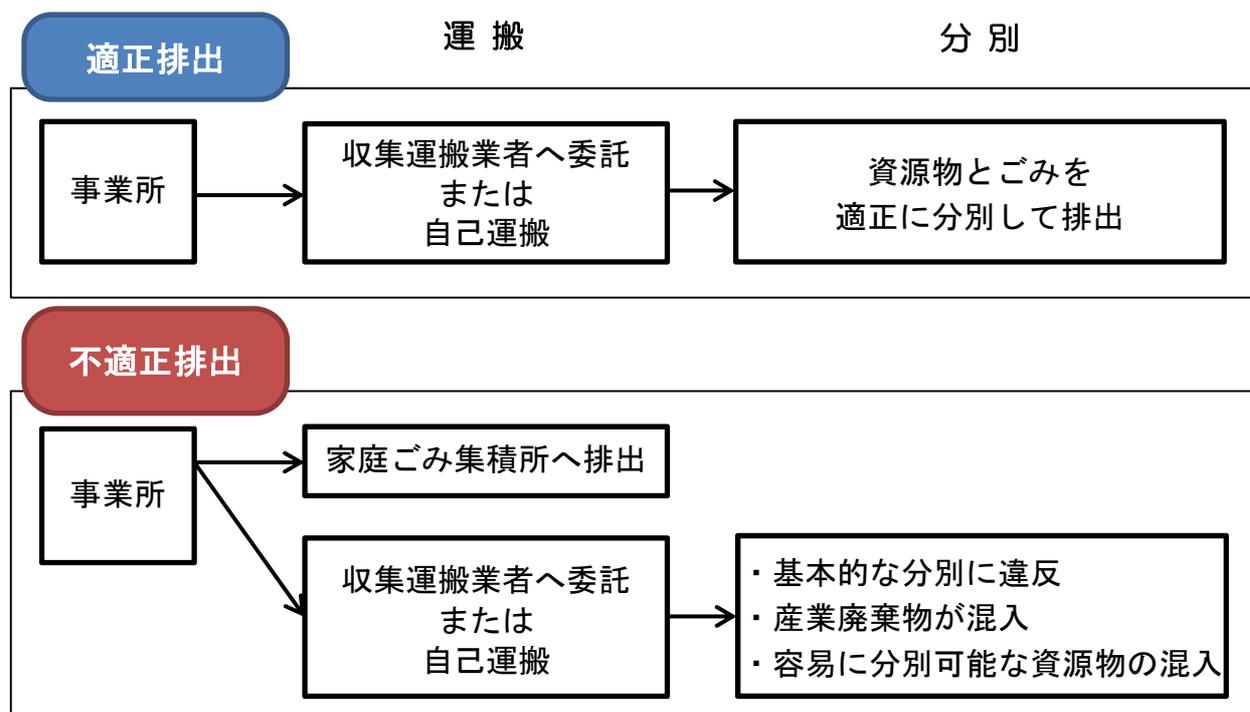
一部の事業所においては、家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出が行われている事例があり、収集運搬業者や市民からの情報提供に基づき個別指導を実施しているほか、ごみの適正な運搬が確認できない事業所に対しては、啓発チラシの送付や個別訪問による啓発・指導を行い、適正な排出を推進している。

また、収集運搬許可業者への委託や自己運搬により、適正な運搬がされている場合であっても、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの一部には、

- ① 基本的な分別が守られていないもの（燃やすごみへのビン・カン等の不燃物の混入、産業廃棄物の混入）
- ② 容易に分別可能な資源物の混入（ダンボールなど）が見受けられる。

そのため、クリーンセンターに資源物（ダンボール、カン等）の別降ろしスペースを設置することで、資源物の排出が少量の排出事業所における資源化を促進しているほか、収集運搬許可業者が搬入するごみの展開検査を実施（試行）し、ごみの搬入状況（分別状況等）の確認を進めている。

事業系ごみの不適正排出の類型



※一定規模以下の住居併用かつ少量排出事業所については、家庭ごみ集積所への排出が、条例で認められている。

【クリーンセンターにおける資源物の別降ろし回収の状況】

(カン類)



(古紙類)



【クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの展開検査の概要】

○目的

不適正なごみの搬入を防止するとともに、事業系ごみの減量・資源化の促進に向けた施策を検討するため、搬入ごみの現状を確認し、基礎資料を得ること

○実施状況

場 所 : クリーンセンターのプラットフォーム ※計量後にごみを投入する場所

検査方法 : 収集運搬許可業者が搬入した燃やすごみを降ろし、不適正なごみの混入について調査を行う

実施回数 : 計 11 回 (延べ 35 台) ※平成 29 年 1 月 25 日現在

(検査の様子)



(不適正な混入物)



4. 今後の検討課題

事業系ごみの不適正排出を防止し、あわせて事業系ごみの減量・資源化に向けた取り組みを促進していくための検討課題として、以下の事項が考えられる。

(1) 排出事業者責任にかかる周知の徹底と不適正排出事業所に対する指導の強化

- ・ 収集運搬業者等と連携した、排出事業者に対する周知の強化
- ・ 事業系ごみを不適正に家庭ごみ集積所に排出する事業所への指導の強化 など

(2) クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化

- ・ 搬入ごみの展開検査の強化
(状況把握と不適正な搬入の抑止等のため)
- ・ クリーンセンターの受入基準の厳格化
(容易に分別が可能なダンボール等の紙類の受入制限、不適正な分別によるごみの搬入規制等)
- ・ 受入基準に違反した排出事業者及び収集運搬業者への指導制度の検討

など

(3) その他

- ・ クリーンセンターにおける資源物の別降ろしの促進 など